短期入所生活介護サービス重要事項説明書

令和８年８月改訂

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
（指定事業所番号：京都府第７３０００００４４号）

当事業所は、ご利用者に対して、指定短期入所生活介護（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等を以下の通り説明致します。

１　当事業者が提供するサービスについての相談窓口
電　話　０７５－９５１－２２３０（午前９：００～午後５：４５）
担　当　特別養護老人ホーム　竹の里ホーム　介護係長　生活相談員

２　竹の里ホーム短期入所生活介護（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）事業所の概要
（１）　提供するサービスの種類

事業所の名称	竹の里ホーム短期入所生活介護事業所
所在地	京都府長岡京市奥海印寺走田１－１
介護保険指定番号	京都府第７３０００００４４号

（２）当事業所の職員体制（特別養護老人ホームと併用）　（内は男性再掲）（単位：人）

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		施設長	１（１）		統括	１（１）
医師		医師		１（１）	健康管理	１（１）
生活相談員			２（１）		生活相談	２（１）
栄養士		管理栄養士	１（０）		給食栄養管理	１（０）
機能訓練指導員		柔道整復師		委託１（１）	リハビリ	１（１）
介護支援専門員		介護支援専門員	１（０）		サービス計画	１（０）
事務職員			１（１）		一般事務	１（１）
フロア職　員		看護職員	４（０）	０（０）	看護	４（０）
		介護職員	２１（９）	４（０）	介護	２５（９）

※職員人数（人員）は年度途中に変動する場合があります。

（３）当事業所の設備の概要

定員		４人（及び特養６６人）	静養室	２室３床
居室	４人部屋	９室（52.80 ㎡）	医務室	１室
	２人部屋	９室（33.02 ㎡）	食堂	２室
	１人部屋	１６室（23.16 ㎡）	機能訓練室	２室
浴室		一般浴槽、座位浴槽、特別浴槽があります。		

３　サービスの概要及び利用料
（１）　利用料が介護保険から給付される場合

種　類	内容
食　事	栄養と利用者の健康状態を配慮した食事を提供します。 （食事時間）　朝　食　　７：３０ 昼　食　　１２：００ 夕　食　　１７：００
入　浴	週２回、身体の状況等に応じて特殊浴槽又は一般浴槽をご利用いただきます。
排　泄	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。
機能訓練	身体の状況に応じ機能訓練指導員による必要な機能回復、維持を図るための訓練を行います。
健康管理	嘱託医や看護職員により利用者の健康管理を行います。

＜併設型短期入所生活介護費＞(日額)　(個室、多床室)　　1単位=10.55円

介　護　度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	603	６３７円	１,２７４円	１,９１１円
要介護2	672	７０９円	１,４１８円	２,１２７円
要介護3	745	７８６円	１,５７２円	２,３５８円
要介護4	815	８６０円	１,７２０円	２,５８０円
要介護5	884	９３３円	１,８６６円	２,７９９円

上記金額に下記の加算内容が算定されます。

{必須加算}

・看護体制加算（Ⅲ)イ　　１３円/日
・夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ　　１４円/日
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　２３円/日
・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　　合計金額×１７．６％

{必要時加算}

・送迎加算(片道)　　１９０円/片道
・認知症行動・心理症状緊急対応加算　　２０７円/日
・若年性認知症利用者受入加算　　１２４円/日
・療養食加算　　２４円/日
・緊急短期入所受入加算　　９３円/日

※法令改定、職員配置変動等により料金が変わる場合があります。

（2）　介護保険から給付されないサービス（自己負担となります。）

＜居住費＞（日額）

利用者負担段階	従来型個室	多　床　室
第4段階	１,２３１円	９１５円
第3段階②	９８０円	５３０円
第3段階①	８８０円	４３０円
第2段階	４８０円	４３０円
第1段階	３８０円	０円

＜食費＞（日額）

利用者負担段階	食費
第4段階	１，８０５円
第3段階②	１，３６０円
第3段階①	１，０３０円
第2段階	６００円
第1段階	３００円

1,805円/日（材料費905円、調理費900円）
（朝食350円、昼食700円、おやつ75円、夕食680円）（摂取分のみ負担）

＜個人専用の家電製品の電気代＞

テレビ：20円/日、電気あんか：20円/日、電気毛布：30円/日、扇風機：20円/日、パソコン20円/日

種　　類	内　　容	利　用　料　金
遠距離送迎	５km以上の送迎を希望される場合 （乙訓二市一町以外の地域）	５km～１０km未満　　５００円 １０km以上　　１,０００円
そ　の　他	理美容代等	実　費　負　担

（3）　サービスに対する利用者負担金は、法令改定、職員配置変動等により利用者負担金の変更が必要となった場合には、変更後の金額を適用することとします。この場合、事業者は速やかに利用者に対し変更の時期及び変更後の金額を通知し、本説明書の継続について確認するものとします。

（4）そ　の　他

ア　基本料金の減免措置（国府の制度に沿って行います。）

イ　利用者のご都合による利用日前３日以内の利用中止等は、やむを得ない場合を除き所定のキャンセル料（３００円）が必要です。

4　利用料のお支払方法

毎月２６日（金融機関が非営業日の場合は翌営業日）に前月分の費用を、ご指定の口座から引き落としをさせて頂きます。

(別途､預金振替依頼書に振替指定口座の金融機関名、支店名、種目、口座番号、口座名義人を記入し、通帳届出印を捺印の上、竹の里ホームに提出してください。

なお、手続きに間に合わない場合は、当事業所の指定口座にお振込みください。)

京都銀行　長岡支店　普通３７９２８７８　　名義：竹の里ホーム

施設長　藤井　重徳

5　連帯保証

代理人はこの契約に基づく利用者の施設に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

6　入退所の手続き

（1）　入　所

担当の介護支援専門員にお申込ください。

入所時に短期入所生活介護に関する重要事項のご説明を行い、ご同意をいただいてから、ご利用いただきます。

（2）　退　所

① 自動終了（次の場合は利用者の意向にかかわらず退所になります。）

＊ 利用者が他の介護保険施設に入所された場合。

＊ 利用者が病院または診療所に入院された場合。

＊ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

＊ 利用者が死亡された場合。

② その他（次の場合は、文書で通知のうえ、ご利用を終了させていただく場合があります。）

＊利用者やご家族等が、当事業所や職員に対して、サービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合

＊サービス利用料金の支払いを延滞し、料金を支払うように催促したにもかかわらず７日以内に支払われない場合、または、支払いの延滞が２回あった場合。

＊やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小する場合。

7　当施設のサービスの特徴等

（1）　運営方針

① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
② 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所その他の保健・医療又は福祉サービスと密接な連携を図りサービス提供に努める。

（2）　施設利用に当たっての留意事項

＊面　　会：原則として午前１０：００～午後６：００です。

＊所持品の持ち込み：必要最小限にしてください。

＊協力指定病院（済生会病院）以外での受診：看護職員にご相談ください。

8　賠償責任

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

また、利用者は故意又は過失によって施設・設備及び備品に損害又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償又は原状に回復する責を負う事になります。

9　緊急時の対応方法

利用者等の様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族に速やかに連絡します。

緊急連絡先

住所			
氏名			
電話番号		続柄	

１０　秘密保持

（1）事業者及び事業者の使用するものは、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様です。

（2）事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、他事業者等に対し利用者の個人情報を提供しません。

１１　事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やそのご家族に対して速やかに状況報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

１２　サービス利用中の退所

短期入所生活介護は体調の安定されている方が利用できるサービスです。利用中に発熱、下痢、嘔吐等の体調不良の状態であれば退所していただく場合があります。

１３　非常災害対策

災害時の対応：自動通報装置及び館内放送で緊急にお知らせします。

防　災　設備：火災感知器、火災報知器、防災監視盤、消火器設置、屋内消火栓、
スプリンクラー、防炎シャッター、排煙装置、非常階段等

防　災　訓練：年２回実施

防火　責任者：施設長

１４　サービス内容に関する苦情

（１）　当施設苦情担当

担当：介護係長、生活相談員　電話：０７５-９５１-２２３０　受付時間 9:00～17：45、月～土

（２）当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	長岡京市	向日市	大山崎	京都府国民健康保険団体連合会
担当	高齢介護課	高齢介護課	高齢介護係	介護保険課　介護管理係　相談担当
電話（代表）	075-951-2121	075-931-1111	075-956-2101	075-354-9090
受付時間	月~金 8：30~17：00	月~金 8：30~17：15	月~金 8：30~17：00	月~金 9:00~17:00

令和　　年　　月　　日

竹の里ホーム短期入所生活介護事業所利用に当たり、利用者に対して、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　京都府長岡京市奥海印寺走田１－１

名　称　竹の里ホーム短期入所生活介護事業所

説明者　　印

私は、本書面により、事業者から竹の里ホーム短期入所生活介護事業所についての重要事項の説明を受け了承しました。また、私のサービス向上のため他の関係各機関において個人情報を開示されること、日常生活その他の費用については別途支払いすることに同意いたします。

利用者

住　所

氏　名　　印

代理人

住　所

氏　名　　印

※サービスに対する利用者負担金は、介護保険等の法令改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用することとします。この場合は、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の期間及び改定後の金額を通知し、本説明書の継続について確認するものとします。